

長かった冬もようやく終わりを告げ、春の息吹に触れる日も近づいて来ましたね！春は入学、就職、転勤など、新たな人生を歩む季節です。それに伴い国民年金の届出も必要になる場合がありますので、忘れずに行いましょう！

国民年金の加入と種類

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入することが義務づけられています。加入の種類は次の3通りです。皆さんはどこに当てはまりますか？

第1号被保険者：自営業、自由業、学生など

加入手続きは、お住まいの市区町村窓口で行い、国から送付される納付書により保険料を納めていただきます。

第2号被保険者：会社員、公務員など

厚生年金や共済組合に加入することで国民年金にも自動的に加入していることになるため、個別に加入手続きや国民年金保険料を納める必要はありません。

第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

配偶者の勤務先で手続きを行います。保険料の納付は必要ありません。

国民年金の届出

●20歳になったとき

20歳になって厚生年金保険や共済組合に加入していない方は、国民年金の第1号被保険者となり、保険料の納付が必要です。将来の年金受給のために、しっかり納めましょう。

20歳の誕生月初めに、国民年金第1号及び第3号被保険者に該当すると思われる方には社会保険事務所から年金に関するお知らせ文書と取得届が送付されます。所定の事項を記入の上、同封の封筒で社会保険事務所へご提出願います。（役場担当窓口でも受け付けております）後日、社会保険事務所から年金手帳が送付されますので大切に保管してください。

また、学生の方、未就労などのために保険料の納付が困難な場合は、学生納付特例、各種保険料免除・納付猶予制度をご活用ください。

●就職したとき

国民年金の種類別は第2号被保険者となります。職場で厚生年金等の加入手続きを行うと、自動的に国民年金第1号被保険者の資格を喪失しますので、役場での手続きは不要です。

また、被扶養配偶者(厚生年金などの被用者年金の職場に勤務する配偶者と生計を同じくする方)については、第3号被保険者の手続きを配偶者の勤務先が行います。

●退職したとき

在職中は厚生年金保険や共済組合の加入者ですが、60歳前に退職された方は、国民年金第1号被保険者の届出及び保険料納付が必要となります。また、60歳未満の被扶養配偶者についても、第3号被保険者から第1号被保険者へ種別が変更され、保険料納付が必要となりますので、役場で手続きをお願いします。

●結婚したとき

婚姻により、厚生年金保険等の資格を喪失し、配偶者の被扶養配偶者となる方は、配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続きを行ってください。ただし、失業給付等を受給する場合は、被扶養配偶者認定から外れる場合がありますので、役場で第1号被保険者の手続きが必要です。

●引越したとき

第1号被保険者が転出入により他市町村に異動した時は住民登録の手続きの際に、国民年金担当係にその旨お伝えください。第3号被保険者は配偶者の勤務先で手続きを行います。

	現在の被保険者種別	届出が必要なとき	変更後の被保険者種別	届出先
国民年金の主な届出	第1号被保険者 (自営業・学生など)	会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
		会社員・公務員に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者勤務先
	第2号被保険者 (会社員・公務員など)	退職した	第1号被保険者	市区町村
		退職し、会社員・公務員に扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者勤務先
	第3号被保険者 (会社員・公務員に扶養されている配偶者)	年収が130万円以上になった	第1号被保険者	市区町村
		配偶者が退職した・離婚した	第1号被保険者	市区町村
会社員・公務員になった		第2号被保険者	勤務先	

平成20年度の国民年金保険料のお知らせ

平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）の国民年金保険料は月額14,410円、付加保険料は月額400円ですが、まとめて納めたり、口座振替にしたりすると割引があり、お得です。

詳しくは、町民課保健福祉グループ(☎ 5-1111 内線158)にお問い合わせください。